

技能検定職種の統廃合等に係る指摘と論点

規制改革会議による指摘	論 点
<p>○ 検定職種の統廃合・新設、民間参入を促進するに当たり、個々の技能検定試験がもたらす社会的便益と費用を勘案し、それらの社会的有用性を客観性・透明性を確保したプロセスを経て広く公共の見地から検討できる体制整備を行うべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検定職種の統廃合等に当たっては、例えば、毎年度本検討会を開催して検討することとしてはどうか。 ・ その際、統廃合の対象となる職種やその関連職種からのヒアリング及びパブリックコメントを経ることにより透明性を確保してはどうか。
<p>○ 上記の検討体制下における検定職種の統廃合・新設、民間参入を着実に推進するため、実施期限を付した検討の作業計画を策定するとともに、同作業計画において、検定職種の統廃合を明確化・加速化させるため、例えば、受検者数が年間100人以下の検定職種等については廃止する方向で検討を進めることとするなど、定量的な基準を盛り込むべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業計画は別紙のとおりでよいか。 ・ 統廃合等の検討対象となる人数の基準は、年間平均受検者数が100人以下（直近2年間の受検者数がいずれも100人を超えているものを除く。）としてはどうか。なお、基準を満たさない職種のうち、今後2年又は3年に1回実施とするものについては、それぞれ50人以上又は30人以上の場合は検討対象から外してはどうか。 ・ 基準となる人数を下回る職種を一律に廃止するのではなく、社会的便益を勘案するべきではないか（別紙）。
<p>○ 検討過程の客観性・透明性の確保に当たっては、基礎的情報の公開が前提となることから、検定職種ごとの受検者数の推移、それらの企業・労働者等に及ぼす効果、収支構造の試算等を積極的に公表することにより、個々の検定職種の社会的ニーズ、公的負担の程度等を明らかにすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受検者数の推移については、過去6年間の受検者数を公表することとしてはどうか。 ・ 企業・労働者等に及ぼす効果については、アンケート結果を公表することとしてはどうか。 ・ 検定職種ごとの収支構造については職種ごとの受検料収入を公表してはどうか。なお、職種ごとの支出については、共通経費や業界団体からの援助があることから算定が困難と考えるがどうか。
<p>○ 技能検定試験における指定試験機関は、現在、非営利団体に限定されているが、安定性・継続性、中立性・公平性等の必要な条件を整備した上で、営利団体にもこれを開放することについて検討すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採算がとれなければ指定試験機関から撤退することになるが、不採算を理由とした技能検定の廃止を社会的に容認できるか。 ・ 「指定」という行政行為において、指定試験機関の安定性・継続性を担保できるか（「契約」ならば違約金等で担保できる。）。 ・ 営利団体が指定試験機関となった場合、当該団体の講習等を受講している受検者が有利となり、中立性・公平性を担保できないのではないか。

検定職種の統廃合等の作業計画(案)

<第一次判断>

一定の受検者数を基準として統廃合等の検討対象職種を選定

毎年9月末までに選定

<第二次判断>

受検者数以外の社会的便益(社会経済的意義)を検討を勘案し、統廃合等の可否について検討

→ 社会的便益の例は別添参照

検討に当たっては、関係業界団体や企業等に対するヒアリングなどにより職種廃止になるデメリットを明らかにし、必要に応じパブリックコメントを実施。

第二次判断について
検討

6ヶ月

結論

統合

廃止

存続

指定試験機関
方式へ移行

政令改正

第二次判断の検討事例

<業界にとっての便益>

- ・若年技能者の育成、標準的技術水準の確保が可能(全般)。
- ・技能伝承の観点から必要である(鑄造、機械加工、印章彫刻など)。
- ・自動車製造において必須部品の製作に必要(金属熱処理、内燃機関組立て)。
- ・技術の普及、発展に寄与し、JIS、安全衛生法に準拠した標準作業として普及している(溶射)。
- ・精密工学産業にとって、重要な基礎技能である(機械加工)。
- ・職業訓練校、工業高校等がなくなったため、知識・標準作業の習得の場として役立つ(染色)。
- ・零細企業や個人経営が多いため、伝統工芸士の認定がない地域を含めて統一的な技能の評価に役立つ(陶磁器製造)。

<雇用主にとっての便益>

- ・企業の社員教育として役立っている(全般)。
- ・従業員への目標設定となっている(全般)。

社会的便益

<受検者にとっての便益>

- ・建設工事の入札時において、技能士について経営審査に付加されている(建設関係職種)。
- ・公共工事において、技能士現場常駐制度がある(建設系職種)。
- ・基幹技能者受講資格に技能士資格保持が義務づけられている(とび、配管など)。
- ・技能者として自信となり、業務の遂行に役立つ(全般)。

<取引先、消費者(国民)にとっての便益>

- ・関係する会社の技能者の能力を評価する際に一つの重要な目安として利用できる(機械加工、カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工)。
- ・めっきは幾多のインフラを錆から守るという大きな使命を担い、技能士の存在は、めっきの技術を確かなものとし、顧客からの信頼・信用に大きく寄与している(めっき)。
- ・技能士の資格をもった従業員が機器の修理整備を担当することで、顧客の信頼を得られる(縫製機械整備、農業機械整備)。
- ・技能士の製作した商品に対して、消費者からの信頼が高い(寝具製作)。
- ・法規に関する幅広い知識と加工技術が要求されているため、技能士の加工した製品は、安全に使用できるとの信頼の下に使用されるシステムが出来ている(ロープ加工)。